

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 58 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたはずであり、未納期間があることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の資格取得年月日（昭和 55 年 9 月 1 日）の入力年月欄に「58. 9」と記載されているところ、当該記載について、同市では、「申立人の加入手続等に係る事務処理に伴い、当市において申立人の資格取得日を確認した年月である。」としていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続は昭和 58 年 9 月ごろに行われたものと考えられ、その時点で申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額等に関する申立人の記憶は定かでない。

さらに、申立人には、申立期間以外に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の 8 つの期間で合計 38 か月の未加入期間がある。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 32 年 4 月 10 日まで

私は、昭和 28 年 7 月に A 社に入社し、世話役として各作業所の仕事に従事していた。申立期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の業務に従事することになった経緯、申立期間当時の同社の所在地及び同社に勤務していた同僚の氏名等を具体的に記憶していることから、申立期間当時、同社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用について、A 社の元事業主及び申立期間に同社に勤務していたことが確認できた二人の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月ごろから 47 年 3 月ごろまで  
私は、公共職業安定所の紹介により A 社（現在は、B 社）に勤務していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の状況に関する事業主及び申立人の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、事業主及び同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、事業主は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、「入社から 1 年程度は厚生年金保険の加入手続をせず、給与からの厚生年金保険料の控除も行っていなかった。」と述べている上、申立人が記憶する同僚についても、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名を確認することはできない。

さらに、申立期間を含む昭和 43 年 8 月から 47 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を同年 12 月 6 日に納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。